

長崎県告示第 790 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成 30 年 11 月 27 日

長崎県知事 中村 法道

1 起業者の名称

南島原市

2 事業の種類

南島原市学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 南島原市西有家町龍石字松崎地内

(2) 使用の部分 なし

4 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

南島原市役所教育委員会学校教育課

5 事業の認定をした理由

平成 30 年 10 月 16 日に南島原市から申請があった、南島原市学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

本件事業は、南島原市が設置する小学校等において、給食を実施するための施設を建設しようとする事業であり、法第 3 条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。また、同法第 6 条の規定により、義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設置することができることから、義務教育諸学校の設置者である南島原市は、本件事業を遂行する権能を有すると認められる。

さらに、平成 28 年 7 月に「南島原市学校給食センター建設基本計画」を策定し、かつ、本件事業に必要な経費について財源処置を講じていることなどから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

学校給食施設及び設備の整備については、「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年策定）及び文部科学省が定めた「学校給食における食物アレルギーの対応の指針」（平成 27 年 3 月策定）に則った給食施設の衛生管理を行う必要があるが、南島原市においては、現在 6 か所の共同調理場と 1 か所の自校方式学校給食調理場を設置しており、これらの給食施設は上記基準等施行前に建設されたもので、敷地内で必要なスペースを確保できないため、上記基準等に対応できるような施設の改善ができず、上記基準等に則った給食施設の衛生管理ができない状況にある。

さらに、これらの給食施設では施設の老朽化に加え、施設設備や調理機器等が、耐用年数を経過して故障してきており、平成 28 年度には、修繕回数が 4 年前の約 1.5 倍の 72 回に増加し、修繕費用は約 3 倍の 800 万円と多額になっている。1 回の修繕には、平均して半日から 1 日かかっており、現状は業者の給食時間外の対応により給食停止には至っていないが、メーカーの倒産等により部品の供給が終了したのも多く、修繕が複雑化しているため、故障が重なる時時間外だけでは対応できなくなり、給食停止に至る危険性もある。加えて調理機器の故障中は、人員を一時的に増員して対応する必要が生じるため、調理員同士の情報共有が難しくなり、アレルギーが混入する危険性が高まるため、早急な整備が必要とされている。

本件事業の完成により、南島原市の学校給食施設は、学校給食衛生管理基準に則ったドライ方式の調理室やアレルギー専用調理室をもつ南島原市学校給食センターに一元化され、安全・安心で均一な給食の提供を安定的に行うことができるとともに食物アレルギーへ適切に対応することが可能となることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

起業者が任意に行った調査によると、本件事業の起業地及びその周辺においては、希少性のある動物・植物の分布は確認されていない。なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で希少性のある動物・植物が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業の起業地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、起業者は、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、南島原市教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により、失われる利益は軽微であることが認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、南島原市内の小中学校全ての児童生徒に安全・安心で均一な給食の提供を主たる目的としており、共同調理場の構造は、学校給食衛生管理基準に適合する構造を有するものである。また、本件事業にかかる起業地の範囲は、調理室及びアレルギー専用調理室に係る敷地、配送用及び職員用車両の駐車場に係る敷地並びに通路等の敷地であり、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本件事業にかかる起業地の選定に当たっては、配送校への給食配送時間の均等化を図るため、市の中央部であること、小学校適正規模・適正配置事業により配送校が国道沿いに集中することから、容易に国道へ合流できる場所であること、調理後2時間以内に児童生徒が給食を食し、児童生徒が食する30分前までに責任者が検食できる場所であることという3つの条件を満たす土地を候補地として、南島原市西有家町龍石地内の旧龍石小学校跡地に建設する案（以下「申請案」という。）同市西有家町龍石地内の西有家B&G海洋センター隣接地に建設する案、同市有家町山川地内の有家ウインパロウ跡地に建設する案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、閉鎖になった学校の跡地に建設するため、土地利用に与える影響が小さいこと、平地での建設となるため、工事の施工性が容易であること、事業費が3案中最も廉価であること、市の中央部に位置し、接面する市道西浜田中線から一般国道251号への合流が容易であるなど配送の利便性が優れていることなどから、社会的、技術的、経済的及び給食配送の利便性の面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

上記(3)アで述べたように、本件事業により南島原市の学校給食施設は、学校給食衛生管理基準に則ったドライ方式の調理室やアレルギー専用調理室をもつ南島原市学校給食センターに一元化され、安全・安心で均一な給食の提供を安定的に行うことが可能になるとともに食物アレルギーへ適切な対応が可能になることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。